

違法ダウンロードおよび違法アップロードに関する主観的重大性と
 取り締まりへの支持の規定要因
 —著作権法観と著作権（法）への関心を中心に—

西川 開*, 向井智哉**

Determinants of Subjective Evaluation and Support for Imposing Sanctions
 for Illegal Downloading and Uploading

Kai NISHIKAWA, Tomoya MUKAI

抄録

本研究の目的は、違法ダウンロードと違法アップロードという著作権侵害を対象に、それらの侵害によって生じた結果が重大だとする主観的な評価（「主観的重大性」と、そのような侵害の行為者をどの程度厳しく取り締まるべきかという「取り締まりへの支持」を規定する要因を検討することである。具体的には、このような主観的重大性と取り締まりへの支持を規定する要因として、「著作権法観」と「著作権（法）への関心」に着目し、これらの変数を測定する質問項目を作成した上で、大学生を対象に質問紙法による調査を行なった。最終的に217名から回答を得た。これらの回答を共分散構造分析によって検討した結果、1）主観的重大性は、「著作権者の保護」を強調する著作権法観、「文化の促進」を強調する著作権法観、および著作権（法）への関心によって規定されること、2）取り締まりへの支持は、主として文化の促進を強調する著作権法観ならびに主観的重大性によって規定されることが明らかにされた。

Abstract

This study aims to investigate the determinants of the subjective evaluation of copyright violations, namely illegal downloading and uploading, and support for imposing sanctions for such violations. For this purpose, building on existing discussions and research, we assumed that the images of and interests in copyright law are antecedents of the subjective evaluations of and support for the imposition of sanctions for copyright violations. Based on this assumption, we developed scales to measure these variables, and conducted a questionnaire survey among 217 university students. The results of structural equation modeling revealed the following: 1) subjective evaluations of copyright violations were determined by the image of copyright law that emphasizes the protection of the copyright holder's rights and the facilitation of culture through copyright as well as interests in copyright (law); and 2) support for the imposition of sanctions was mainly determined by the subjective evaluations and image of copyright law that emphasizes the protection of the copyright holder's right. We also present the limitations of this study and directions for future research.

* 筑波大学図書館情報メディア研究科博士後期課程
 Doctoral program
 Graduate School of Library, Information and Media Studies
 University of Tsukuba

** 早稲田大学文学研究科博士後期課程
 Doctoral program
 Graduate School of Letters, Arts and Sciences
 Waseda University

1. 問題と目的

本研究の目的は、違法ダウンロードと違法アップロードという著作権侵害に関する主観的重大性と取り締まりへの支持を規定する変数を探索することである。

日本における著作権法は、現行法が施行された1971年以降改正が重ねられており、特に近年は改正の頻度が活発化していることが指摘されている(山田, 2011, 2016)。また、それらの改正は全体的に著作権法の厳罰化あるいは犯罪化を進めるものであり、法人だけでなく個人についても罰則の強化や罰則事項の追加が行われている。例えば1971年時点では個人に対する著作権侵害行為の罰則は「三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」であったが2007年の改正以降は「十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」という規定となっている。また、著作権法第三十条において定められる「私的使用のための複製」は個人的なものや家庭内での複製が許容されるという著作権の制限規定であり、したがって市民の日常生活とたいへん関わりの深いものであるが、2010年改正における違法ダウンロードの違法化、2012年改正における市販・レンタルDVDのコピー行為の違法化などにより事実上その許容範囲は狭められている(福井, 2010)¹。

このような状況のもと著作権法の在り方について議論が重ねられてきたが(e.g., 城所, 2013; 宮武, 2006; 野口, 2010; 岡田・福井, 2011)、中でも特に着目すべき論点として、著作権法の厳罰化あるいは犯罪化を推し進める法改正の場には著作物の利用者としての個人あるいは市民の意識が反映されていないことが指摘されてきた(京, 2011; 山田, 2016)。したがって、市民が著作権法による取り締まりに対して抱く意識を今一度検討する重要性は飛躍的に高まっていると考えられる。しかしながら、こうした観点による実証研究はほとんど存在しないというのが現状である。

そのような少数の研究の1つとして、違法ダウンロードの取り締まりへの支持の規定要因を検討した向井・西川(2018)がある。この研究では、違法ダウンロード事件を描写するシナリオを調査協力者に提示し、そのような事件の行為者をどの程度厳しく取り締まるべきかという取り締まりへの支持と、主観的重大性および客観的重大性の関連を検討している。ここで主観的重大性とは、違法ダウンロードによって生じた結果が重大だとする主観的な評価を指し、客観的重大性とは、調査協力者に対して提示されるシナリオの内容によって操作された客観的な被害額(500万円/1万円)を指す。分析の結果、

調査に含まれた変数のうちで、取り締まりへの支持と最も強く関連する要因は、主観的重大性であることが示された。一方、客観的要因はどれも取り締まりへの支持とは有意な関連を示さなかった。つまりこの研究では、違法ダウンロードによって生じた実際の被害額よりも、その侵害の重大性をどの程度に評価するかという認知的な要因の方が重要であることが示されている。

このように向井・西川(2018)は、客観的重大性よりむしろ主観的重大性が取り締まりへの支持にとって重要であることを見出したが、一方で課題も残っていた。その課題とは、主観的重大性を規定する要因が不明確なままにとどまっているという点である。つまり、向井・西川(2018)は、客観的重大性を操作することで、主観的重大性を操作しているが、客観的重大性と主観的重大性の相関係数は $r = .20$ にとどまっていた。この結果は、主観的重大性は、事件の客観的な性質によってのみではなく、そのほかの要因によっても規定されることを示唆している。

そこで本研究では、そのような主観的重大性を規定する要因を探索することを通じて、著作権侵害の取り締まりへの支持を規定する要因をさらに検討することを目的とする。

では、どのような要因が主観的重大性と関連すると考えられるだろうか。1つの要因として、著作権法観が考えられる。著作権法は「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」(著作権法1条)が、これを達成するために著作権法がどうあるべきかについては大きく分けて2つの立場が存在する(中山, 2014; 名和, 2004; 齊藤, 2014; 島並, 2016)。第一の立場は、著作者の権利を保護することこそが肝要であり個々人の精神作業の成果である著作物が法的次元で尊重されるからこそ創作意欲が刺激され新たな著作物の生成がなされるという、著作権者の保護を重視する立場である(齊藤, 2014)。第二の立場は、著作権の過度な保護は文化的所産の公正な利用を妨げるものであり、個々人が自由に先行の作品にアクセス出来る環境こそが文化の発展のために重要であるという、文化的所産の公正な利用の促進を重視する立場である(Lessig, 2001 山形訳 2002, 2004 山形・守岡訳 2004, 2006 山形訳 2007; 山田, 2011, 2016)。以下本研究では、第一の立場を「著作権者の保護」、第二の立場を「文化の促進」とし、この2つの立場をあわせて著作権法観と呼ぶ。本研究では、これらの著作権法観と主観的重大性および取り締まりへの支持の関連を検討する。

また、本研究では主観的重大性の先行要因として、著作権法観だけでなく、著作権（法）への関心も取り上げて検討する。著作権（法）に対する関心の強弱は、例えば著作権（法）に対する利害関係の有無によって左右されると考えられるが、そうであるとすれば関心が強いほど、重大性を高く評価し、取り締まりを求めるようになることが予想されるからである。

以上の議論から、本研究では図1の仮説モデルを設定した。まず、著作権法観には著作権者の保護を強調する立場と文化の促進を強調する立場があることが指摘されてきた（e.g., 島並, 2016）。前者の著作権者の保護を強調する著作権法観を持つ調査協力者は、著作権侵害による被害の重大性をより高く評価し、取り締まりをより支持すると考えられる。それに対して、後者の文化の促進を強調する著作権法観を持つ調査協力者は、著作権侵害による被害をより低く評価し、取り締まりをより支持しないと考えられる。これらのことから、仮説パス①「著作権者の保護を強調する著作権法観を持つほど、事件の重大性を高く評価する」、仮説パス②「文化の促進を強調する著作権法観を持つほど、事件の重大性を低く評価する」、仮説パス③「著作権者の保護を強調する著作権法観を持つほど、取り締まりを支持する」、仮説パス④「文化の促進を強調する著作権法観を持つほど、取り締まりを支持しない」を設定した。

さらに、関心が主観的重大性および取り締まりへの支持と関連する可能性が考えられることから、仮説パス⑤「著作権（法）への関心が高いほど、事件の重大性を高く評価する」、および仮説パス⑥「著作権（法）への関心が高いほど、取り締まりを支持する」を設定した。

最後に、主観的重大性が取り締まりへの支持につながることを示した先行研究（向井・西川, 2018）より、仮

説パス⑦「事件の重大性を高く評価するほど、取り締まりを支持する」を設定した。

本研究では以上の仮説を共分散構造分析によって検討する。

なお、先行研究（向井・西川, 2018）では、違法ダウンロードに関するシナリオのみが用いられていたが、本研究ではそれにくわえて違法アップロードに関するシナリオも追加する。違法ダウンロードと違法アップロードでは著作権法が適用される範囲やその罰則の程度は異なる。しかしその一方で、どちらもインターネットに接続できる環境さえあれば犯してしまう余地のある行為であり、その意味で「一般」のユーザーにも馴染みの深い犯罪である。このような共通点を鑑み、違法ダウンロードと違法アップロードに関するシナリオを用いて調査を行った。

2. 方法

2.1. 調査協力者

関東圏内の4年制公立大学に通う学生217名（女性136名、男性76名、不明5名）の回答を分析対象とした。本研究で大学生を調査協力者として選択した理由は、大学生は他の世代と比べてインターネットなどを利用することが多く、相対的に違法にアップロードされたコンテンツなどに接触する機会が多いと考えたことによる。調査協力者の平均年齢は19.5歳（ $SD=1.37$ ）であった。学年の分布は、1年生98名、2年生68名、3年生30名、4年生13名、無回答8名であった。欠損値はペアワイズで削除した。

2.2. 調査の手続き

第一著者が担当教員の許可を得た上で、授業中に質問

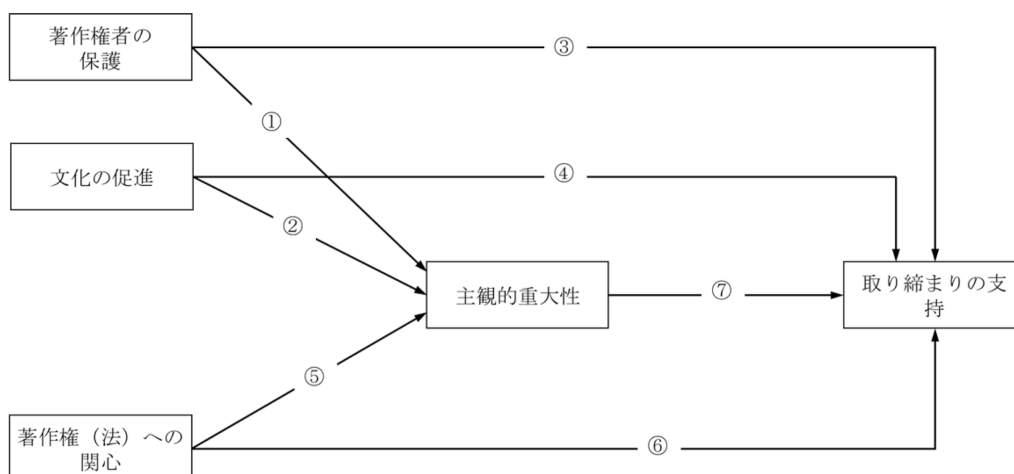


図1 仮説モデル

紙を配布した。回答は任意であり、回答を中止したくなかった際には途中で回答を辞めてもかまわないなど倫理に関わる事項を書面で教示し、それらに同意した調査協力者が回答を行なった。なお本研究は筑波大学倫理審査委員会の承認を得て行われた〔承認番号：30-8〕。

2.3. 質問紙の内容

2.3.1. 著作権法侵害シナリオ

著作権法の侵害に対する認知および態度を測定するため、2つの架空のシナリオを提示した。これらのシナリオは向井・西川（2018）に基づいて作成された。1つ目のシナリオは、違法ダウンロードに関するものであり、調査協力者には「被告人Bは、自宅のパソコンから、市販のCDデータなどを扱う違法共有サイトにアクセスし、それらが違法にアップロードされたものであることを知りつつも、CDデータなどをダウンロードした」というシナリオを提示した。

2つ目のシナリオは、違法アップロードに関するものであり、調査協力者には「被告人Aは、自分のパソコン上でファイル共有ソフトを利用し、著作権で保護されている音楽や映像などをアップロードした」というシナリオを教示した。

これらのシナリオについて、「この事件の結果は重大である」と思うか（「主観的重大性」）、および「このような犯罪をする者は、刑罰によって厳しく取り締まる必要がある」と思うか（「取り締まりへの支持」）を、それぞれ7件法（「全くそう思わない」～「非常にそう思う」）で尋ねた。値が大きい方が、主観的重大性を高く評価し、取り締まりをより強く求めることを意味する。

回答の順序による影響を避けるため、半分の調査協力者には違法ダウンロードシナリオを先に提示し、別の半分の調査協力者には違法アップロードシナリオを先に提示した。

回答の順序ごとに差があるかを、分析に用いたすべての変数について Welch の t 検定で検討した。その結果、すべての変数に有意な差は見られなかった（取り締まりへの支持（違法ダウンロード）： $t(208.24)=0.61, p=.55, d=.08$ ；取り締まりへの支持（違法アップロード）： $t(211.00)=0.19, p=.85, d=.03$ ；主観的重大性（違法ダウンロード）： $t(209.87)=0.37, p=.71, d=.05$ ；主観的重大性（違法アップロード）： $t(210.98)=0.37, p=.71, d=.05$ ；著作権者の保護： $t(210.80)=0.01, p=.99, d<.01$ ；文化の促進： $t(209.52)=0.84, p=.40, d=.11$ ；著作権（法）への関心： $t(206.41)=1.79, p=.07, d=.25$ ）。このことからカウンターバランスは有効であり、回答の順序による影響

はなかったと判断できる。そのため以下の分析では回答の順序は考慮に入れず分析を行なった。

2.3.2. 著作権法観

著作権者の保護を強調する著作権法観と、文化の促進を強調する著作権法観を測定する項目を独自に作成した。手順としては、まず第二著者が先行研究を参考として項目の下案を作成した。そののち、著者の合議によって最終的な項目を決定した。このような手順で作成された14項目に5件法（「全く当てはまらない」～「非常に当てはまる」）での回答を求めた。値が大きい方が、それぞれの著作権法観をより強く支持することを意味する。

2.3.3. 著作権（法）への関心

著作権法についての関心と著作権について関心を測定した。具体的には、「著作権に関心がある」「著作権法に関心がある」の2項目に5件法（「全く当てはまらない」～「非常に当てはまる」）での回答を求めた。値が大きい方が、著作権（法）に関心が強いことを意味する。

2.4. データ分析

記述統計量の算出および探索的因子分析には HAD ver. 16.0（清水，2016）を用いた。確認的因子分析および共分散構造分析には Amos ver. 25.0を使用した。

3. 結果

3.1. 予備的分析

まず著作権法観を測定する項目を対象に探索的因子分析（最小二乗法・プロマックス回転）を行なった。固有値の減衰状況（3.70, 1.84, 1.37, 1.11, 0.94, 0.82……）と理論的想定から2因子構造と判断した。2因子構造を想定した上で、因子負荷量が.40以下の項目がなくなるまで項目の除外を繰り返した。最終的に表1に示される10項目を得た。第一因子には「他の人がつくった創作物を自由に使えるようにしておくことで、文化はもっと豊かになる」や「自由に使える創作物が多ければ、それだけ新しい創作物もつくりやすくなるはずだ」などの6項目が含まれたため、文化の促進を強調する著作権法観（「文化の促進」）と判断できる。第二因子には「著作権法によって创作者の権利が守られるからこそ、盛んに創作活動が行われる」や「创作者の権利を強力に保護することで、創作活動はますます盛んに行われるようになる」などの4項目が含まれたため、著作権者の保護を強調する

表1 著作権法観の因子分析（最小二乗法・プロマックス回転）

	F1	F2	共通性
F1：文化の促進 ($\alpha=.79$)			
他の人がつくった創作物を自由に使えるようにしておくことで、文化はもっと豊かになる	.71	-.02	.51
自由に使える創作物が多ければ、それだけ新しい創作物もつくりやすくなるはずだ	.70	.09	.45
すぐれた創作物を生み出すために必要なのは、厳しい著作権法ではなく、文化を促進する自由な環境だ	.65	-.02	.43
創作活動をより盛んにするためには、著作権法による取り締まりを弱めることが必要である	.63	.11	.36
著作権による保護を弱めることは文化の発展につながる	.55	-.17	.41
著作権法による過度に厳しい取り締まりは、健全な文化の発達の妨げになる	.52	-.03	.29
F2：著作権者の保護 ($\alpha=.65$)			
著作権法によって創作者の権利が守られるからこそ、盛んに創作活動が行われる	-.11	.62	.45
創作者の権利をより強力に保護することで、創作活動はますます盛んに行われるようになる	.10	.62	.34
法律で著作権が守られなければ、すすんで創作活動を行おうとする人はいなくなってしまうだろう	.05	.57	.30
著作権を侵害する人をより厳しく法律で取り締まるようにすれば、より多くの創作物が生み出されるようになるだろう	-.02	.50	.26
因子寄与	2.62	1.75	

表2 分析に用いた変数の平均値、標準偏差、相関係数

	M	(SD)	1	2	3	4	5	6
1 取り締まりへの支持（違法ダウンロード）	4.93	(1.28)						
2 取り締まりへの支持（違法アップロード）	4.88	(1.25)	.72 **					
3 主観的重大性（違法ダウンロード）	5.07	(1.41)	.66 **	.56 **				
4 主観的重大性（違法アップロード）	5.09	(1.39)	.40 **	.63 **	.69 **			
5 文化の促進	3.14	(0.59)	-.27 **	-.29 **	-.23 **	-.25 **		
6 著作権者の保護	3.12	(0.63)	.26 **	.28 **	.29 **	.25 **	-.28 **	
7 著作権（法）への関心	3.36	(0.91)	.15 *	.17 *	.27 **	.31 **	-.06	.03

** $p<.01$, * $p<.05$

著作権法観（「著作権者の保護」）と判断できる。

これらの項目の適合度を検討するため、確認的因子分析を行なった。その結果、適合度は CFI=.89, GFI=.92, AGFI=.88, RMSEA=.09であることが示され、許容しうる適合度が得られた。また、それぞれの因子の信頼性係数（Cronbach の α ）を算出したところ、両因子は許容しうる信頼性を示した ($\alpha s=.79, .65$)。

関心を測定する2項目については、項目間に高い相関が見られたため ($r=.77, p<.01$)、合成変数として扱った。

3.2. 記述統計

分析に用いた変数の平均値、標準偏差、相関係数を表2に示す。違法ダウンロードおよび違法アップロードに

対する取り締まりへの支持は、関心以外の変数と有意な相関を示した。また、違法ダウンロードおよび違法アップロードに関する主観的重大性は、著作権法観（文化の促進および著作権者の保護）ならびに著作権（法）への関心と有意な相関を示した。

また、違法ダウンロードに対する取り締まりへの支持と違法アップロードに対する取り締まりへの支持の相関 ($r=.72, p<.01$)、および違法ダウンロードの主観的重大性と違法アップロードの主観的重大性の相関 ($r=.69, p<.01$) はそれぞれ高かった。このことから、違法ダウンロードの取り締まりを求める人は違法アップロードの取り締まりを同様に求めることが多く、違法ダウンロードの重大性を高く評価する人は、同様に違法アップロー

ドの重大性も高く評価することがわかった。

くわえて、取り締まりへの支持と主観的重大性において、違法ダウンロードと違法アップロード間に差があるのかを検討した。その結果、取り締まりへの支持でも ($t(212.00) = 0.80, p = .43, d = .04$)、主観的重大性でも ($t(212.00) = 0.31, p = .76, d = .02$)、有意な差は見られなかった。

3.3. 違法ダウンロードに関する共分散構造分析

つづいて、上述の仮説モデル(図1)をもとに共分散構造分析を行なった。まず違法ダウンロードに関する共分散構造分析の結果を図2に示す。なお文化の促進と著作権者の保護の間には有意な相関 ($r = -.28, p < .01$)が見られた一方、著作権(法)への関心と文化の促進および著作権者の保護の間の相関は有意ではなかった ($r_s = -.06, .03, p_s = .35, .66$)。そのため文化の促進と著作権者の間にのみ共分散を設定した。また図中のeは誤差項を表す。このモデルの適合度は、CFI=1.00, GFI=1.00, AGFI=.99, RMSEA=.00であり、きわめて良好な適合度を示した。

個別のパスを見ると、著作権法観の下位因子である著作権者の保護は、主観的重大性と正の関連を示した一方 ($\beta = .25, p < .01$)、もう1つの下位因子である文化の促進は、主観的重大性と負の関連を示していた ($\beta = -.14, p = .03$)。また著作権(法)への関心も、主観的重大性と正の関連を示した ($\beta = .26, p < .01$)。これらのことは、著作権者の保護を強調する著作権法観を持つほど、文化の促進を強調する著作権法観を持たないほど、そして著作権(法)への関心が高いほど、違法ダウンロードの重大性を高く評価することを示している。

つづいて、違法ダウンロードの取り締まりへの支持を

従属変数として見ると、文化の促進が負の関連を示し ($\beta = -.12, p = .00$)、主観的重大性が正の関連を示していた ($\beta = .63, p < .01$)。その一方で、著作権者の保護 ($\beta = .04, p = .42$)と著作権(法)への関心 ($\beta = -.03, p = .55$)の関連は有意ではなかった。これらのことは、文化の促進を強調する著作権法観を持つほど、そして違法ダウンロードの重大性を高く評価するほど、違法ダウンロードの取り締まりをより支持するが、著作権者の保護を強調する著作権法観を持ったり、著作権(法)に関心があったりするからといって、違法ダウンロードの取り締まりを支持する(あるいは支持しない)ことはない、ということを示している。

3.4. 違法アップロードに関する共分散構造分析

違法アップロードに関する共分散構造分析の結果を図3に示す。上の分析と同様に、著作権者の保護と文化の促進の間にのみ共分散を設定した。このモデルの適合度は、CFI=1.00, GFI=1.00, AGFI=.99, RMSEA=.00であり、きわめて良好な適合度を示した。

図3に示される結果は、違法ダウンロードに関して得られた結果とほぼ同様であった。つまり、著作権者の保護 ($\beta = .19, p < .01$) および著作権(法)への関心 ($\beta = .29, p < .01$)は主観的重大性と正の関連を示していた一方、文化の促進は主観的重大性と負の関連を示した ($\beta = -.17, p < .01$)。また、この主観的重大性は違法アップロードの取り締まりへの支持と正の関連を示した ($\beta = .58, p < .01$)。さらに、文化の促進は違法アップロードの取り締まりへの支持と負の関連を示したが ($\beta = -.12, p = .03$)、著作権者の保護 ($\beta = .10, p = .07$) および著作権(法)への関心 ($\beta = -.02, p = .66$)は違法アップロードの取り締まりへの支持とは関連を示さなかった。

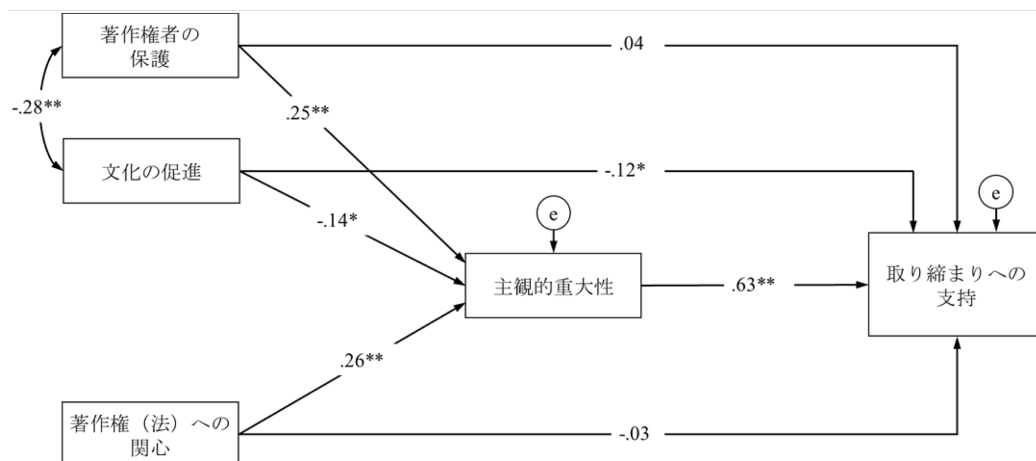


図2 違法ダウンロードの取り締まりへの支持に関する共分散構造分析の結果
注) 数値は標準化偏回帰係数を示す (** $p < .01$, * $p < .05$)

なお、2つのシナリオ間でパス係数に差があるかを検討したところ、どのパスでも有意な差は見出されなかった ($z_s < 1.44, p > .05$)。

4. 考察

4.1. 仮説の検討

本研究は、違法ダウンロードと違法アップロードという著作権侵害に関する主観的重大性と取り締まりへの支持を規定する要因を探索することを目的とした。具体的には、著作権法観（文化の促進および著作権者の保護）と関心が主観的重大性に影響を及ぼし、転じてそれらの変数が取り締まりへの支持に影響を及ぼすというモデルを想定し、共分散構造分析によって検討した。以下ではその結果を仮説に沿って検討する。

まず仮説1は「著作権者の保護を強調する著作権法観を持つほど、事件の重大性を高く評価する」であった。違法ダウンロードと違法アップロードのどちらのシナリオにおいても、著作権者の保護と主観的重大性の間に正の関連が見られたことから、この仮説は支持された。また「文化の促進を強調する著作権法観を持つほど、事件の重大性を低く評価する」ことを予測した仮説2も、どちらのシナリオにおいても、文化の促進と主観的重大性の間に負の関連が見られたことから、同様に支持された。

これらの結果は、著作権侵害事件の重大性の評価の背後には、著作権者の保護を強調する著作権法観を持つか、あるいは文化の促進を強調する著作権法観を持つかという、著作権法観の違いがあることを示唆している。

著作権法観の違いが主観的重大性に影響を及ぼすことが示された一方で、著作権者の保護は取り締まりへの支

持と関連が見出されなかった。このことから仮説3（「著作権者の保護を強調する著作権法観を持つほど、取り締まりを支持する」）は支持されなかった。その一方で、文化の促進は取り締まりへの支持と負の関連を示したことから、仮説4（「文化の促進を強調する著作権法観を持つほど、取り締まりを支持しない」）は支持された。

このことは、同じ著作権法観の下位要素であっても、著作権者の保護および文化の促進と取り締まりへの支持の関連の程度はそれぞれ異なることを示唆している。

また、著作権（法）への関心についての仮説として、「著作権（法）への関心が高いほど、事件の重大性を高く評価する」ことを予測する仮説5と、「著作権（法）への関心が高いほど、取り締まりを支持する」という仮説6を設定した。どちらのシナリオにおいても、著作権（法）への関心は主観的重大性とは正の関連を示した一方で、取り締まりへの支持とは関連を示さなかった。これらのことから、仮説5は支持され、仮説6は支持されなかった。

これらの結果は、著作権（法）への関心が高いほど、著作権侵害事件の重大性を高く評価するが、だからといって、必ずしも取り締まりを支持するわけではないことを示している。

最後の仮説である仮説7は、「事件の重大性を高く評価するほど、取り締まりを支持する」であった。主観的重大性と取り締まりへの支持の間に正の関連が見られたことから、この仮説は支持された。この結果は、違法ダウンロード（向井・西川, 2018）や他の犯罪類型（綿村・分部・高野, 2010）に関する判断において主観的重大性が重要な役割を果たすとする先行研究の知見を裏付けるものであり、人々が取り締まりを支持するかどうかを決

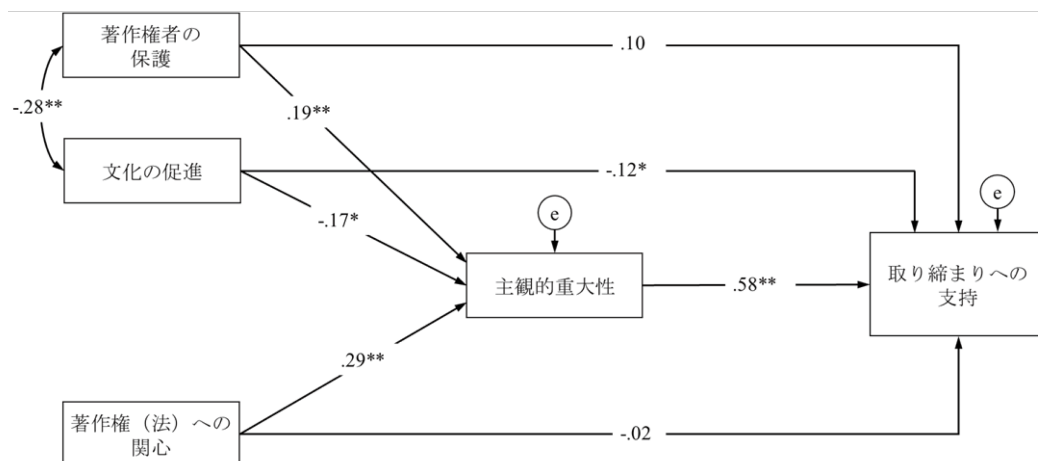


図3 違法ダウンロードの取り締まりへの支持に関する共分散構造分析の結果
注) 数値は標準化偏回帰係数を示す (** $p < .01$, * $p < .05$)

める際には、その事件の結果が重大であるとする主観的
重大性が重要となることを示唆している。

また本研究は、違法ダウンロードと違法アップロード
という架空の2つの著作権侵害事件を調査協力者に提示
し、それらについての主観的的重大性と取り締まりへの支
持を尋ねた。その結果、これら2つのシナリオの間で取
り締まりへの支持および主観的的重大性に差は見られず、
共分散構造分析でも関連の強さの差は見出されなかつ
た。上述のように、違法ダウンロードと違法アップロー
ドは、法が適用される範囲やその罰則の程度が異なる。
しかし本研究の結果は、少なくとも一般の人々の意識の
上では、違法ダウンロードと違法アップロードに対する
態度に差は見られず、それらの行為の取り締まりへの支
持を規定する要因は一定程度類似したものであることを
示唆している。この結果は仮説としては想定していな
かったものであるが、著作権法の実際の運用においては
有益な示唆を与える知見であると考えられる。

4.2. 結論

上述の本研究の目的に沿って本研究の結果をまとめ
ると、著作権法による取り締まりと強い関連を示す「主
観的的重大性」は、「著作権者の保護」を強調する著作権法
観、「文化の促進」を強調する著作権法観、および著作権
（法）への関心によって規定されること、そして「文化の
促進」を強調する著作権法観は、主観的的重大性だけで
なく取り締まりへの支持にも直接的に関連する変数であ
る一方で、「著作権者の保護」を強調する著作権法観と著
作権（法）への関心は主観的的重大性のみと関連する間
接的な変数であることが明らかとなった。くわえて、違法
ダウンロードと違法アップロードに関する一般の人々の
意識には大きな相違が認められないことも分析の結果か
ら示された。

4.3. 今後の課題

以上のことが明らかにされたとはいえ、本研究には課
題も残されている。第一の課題は、文化の促進のみが取
り締まりへの支持と関連を示し、著作権者の保護を強調
する著作権法観と著作権（法）への関心が関連を示さな
かったことについてである。著作権法観に関する一般市
民の認識を検討した研究はこれまでほとんど行われてお
らず、そのためこのような関連の相違が生じた原因につ
いて説得力のある説明を行うのは現状では困難である。
今後は、このような著作権法観の差異が他のどのような
態度に影響を及ぼすのかを検討する必要があるだろう。

第二に、本研究では大学生を調査協力者として選択し

たが、本研究で得られた知見が他の世代あるいは他の特
性を有する母集団にも当てはまるかは現段階では不明で
ある。今後は別の調査協力者に回答を求め、本研究の知
見の頑健性・一般性を検討する必要があるだろう。

本研究は、向井・西川（2018）で示された課題である「著
作権法をめぐる市民の意識の検討」を進めたものである。
著作権法改正に関しては市民の意識から乖離した立法が
行われる危険性も指摘されているため（Bettig, 1996）、
本研究により市民の「取り締まりへの支持」に対する意
識の構造の理解を深めたことは安定した著作権法政策の
実施に寄与するものであると言える。今後もこのような
方向性に沿って研究を進めていくことが望まれる。

注

¹⁾ 違法ダウンロードの刑事罰化をめぐる論点について
は齋藤（2012）の整理を参照。

引用文献

- Bettig, R. V. (1996). *Copyrighting culture: The political economy of intellectual property. Critical studies in communication and in the cultural industries*. Boulder: Westview Press.
- 福井健策 (2010). 著作権の世紀—変わる「情報の独占制度」— 集英社新書
- 城所岩生 (2013). 著作権法がソーシャルメディアを殺す PHP 新書
- 京俊介 (2011). 著作権法改正の政治学—戦略的相互作用と政策帰結— 木鐸社
- Lessig, L. (2001). *The future of ideas: The fate of the commons in a connected world*. New York: Random House. (レッシグ, L., 山形浩生 (訳) (2002). コモンズ—ネット上の所有権強化は技術革新を殺す— 翔泳社)
- Lessig, L. (2004). *Free culture: How big media uses technology and the law to lock down culture and control creativity*. London: Penguin. (レッシグ, L., 山形浩生・守岡桜 (訳) (2004). Free Culture—いかに巨大メディアが法をつかって創造性や文化をコントロールするか— 翔泳社)
- Lessig, L. (2006). *CODE version 2.0*. New York: Basic Books. (レッシグ, L., 山形浩生 (訳) (2007). CODE VERSION 2.0 翔泳社)
- 宮武久住 (2006). 知的財産と創造性 みすず書房

- 向井智哉・西川開 (2018). 著作権侵害事件の客観的性質・主観的評価と取り締まりへの支持の関連 法と心理, 18, 123-128.
- 名和小太郎 (2004). デジタル著作権—二重標準の時代へ— みすず書房
- 中山信弘 (2014). 著作権法 第2版 有斐閣
- 野口裕子 (2010). デジタル時代の著作権 ちくま新書
- 岡田斗司夫・福井健策 (2011). なんでコンテンツにカネを払うのさ?—デジタル時代のぼくらの著作権入門— 阪急コミュニケーションズ
- 齋藤千尋 (2012). 違法ダウンロード刑事規制をめぐる動き—平成24年著作権法改正— 調査と情報, 760, 1-10.
- 齊藤博 (2014). 著作権法概論 勁草書房
- 島並良 (2016). 著作権法への招待 島並良・上野達弘・横山久芳 (編) 著作権法入門 第2版 (pp. 2-14)
- 有斐閣
- 清水裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD—機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案— メディア・情報・コミュニケーション研究, 1, 59-73.
- 山田奨治 (2011). 日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか 人文書院
- 山田奨治 (2016). 日本の著作権はなぜもっと厳しくなるのか 人文書院
- 綿村英一郎・分部利紘・高野陽太郎 (2010). 一般市民の量刑判断—応報のため?それとも再犯抑止やみせしめのため?— 法と心理, 9, 98-108.
- (平成30年9月30日受付)
- (平成31年1月5日採録)